

# 既成市街地における再生可能エネルギー導入と建築物省エネ化の推進 についての実証実験の提案募集 ～募集要項～

## 1 公募の趣旨

横浜市では、市民、事業者の皆様をはじめ、関係団体や国等の多様な主体の皆様と連携しながら、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、2030年度温室効果ガス排出量を50%削減（2013年度比）することを目指している。

目標達成に向けては、まちづくりの分野においても、建築物等の省エネ化や再生可能エネルギーの導入促進に資する取組が必須である。しかし、新規開発・新築時における取組推進は一定の成果が見られる一方で、既成市街地は規模が小さいビルや古いビルが多い特性があり、ビルの所有者は全般的に改修の意欲が全般的に高くなく、特に太陽光発電設備の設置や建物の断熱化など、再エネ導入や省エネ化については効果やメリットが分かりづらいため、手をあげにくい状況にある。

そこで、既成市街地においてこれらの取組を普及促進させるため、関内エリアを対象に、電気事業者や地域団体と連携し、太陽光発電設備等の設置拡大や省エネ化の推進を図るモデルケース事業を実証実験として実施する。

## 2 募集する提案の内容

中区庁舎を対象として、太陽光発電設備の設置及び省エネ対策、また、それらを実施することによる費用及び効果のシミュレーション等を実施するとともに、その結果を活用し、関内エリア全体に取組を拡げるための公民連携の方策について提案を募集する。

なお、本募集要項において、公募から取組の実施までの一連の工程を「本提案募集」と呼ぶものとする。

## 3 提案資格

応募者は、次の全てに該当する法人又は法人格を有しない団体（以下、「法人等」という。）とする。なお、法人格を有しない団体とは、規約や役員の選任があるなど、組織としての体制が整っている団体に限る。

また、複数の法人等によるコンソーシアムでの提案も可能とする。

- (1) 発電量のシミュレーションが実施できること。
- (2) 省エネ対策に関する知識があること。
- (3) 太陽光発電施設等の設置に係る設計施工及び塩害対策を講じた実績があること。
- (4) 太陽光発電設備等の発電量の設置後のモニタリングを実施することが可能なもの。
- (5) 横浜市暴力団排除条例第2条第2号、第4号及び第5号に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等、同条例第7条に規定する暴力団員等との密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）又は神奈川県暴力団排除条例第23条（利益の供与等の禁止）第1項若しくは第2項に違反している事実がある者でないこと。
- (6) 会社更生法、破産法若しくは民事再生法の適用を受けていない者又は会社法による特別清算を行

っていない者であること。

(7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、横浜市における入札参加を制限されていないこと。

(8) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

※ (1) ~ (3) については、実績等証明できる資料を提案書に添付お願いします。

#### **4 本提案募集の基本条件**

本提案募集の実施にあたっては、次の項目を基本条件とする。

(1) 関内エリアの既存ビルへの太陽光発電設備設置拡大及び省エネ化の推進につながる取組についての提案とする。

(2) 前号を前提として、後述の「5 本提案募集に係る施設」に記載する施設への太陽光発電設備の設置を含む提案とする。当該施設に設置する太陽光発電設備等については、本市の財産として設置することを原則とする。ただし、新技術の試行等のため、本実証期間内に限定して貸与品等を設置する場合はこの限りでない。

(3) 現行法規内で実施可能な提案とする。

(4) 関連する法令を遵守するとともに、必要な関係機関協議、許認可、免許取得等の関係法令等の手続きについては、提案者が行う。提案者以外の者が何らかの手続きを行う必要が生じる場合は、提案者はその支援を行う。

(5) 太陽光発電設備等は、施設管理者が行う維持管理行為に支障のない範囲に設置する。設置内容、期間などの詳細については施設管理者と協議の上で決定する。

(6) 実証に必要な機器、部材等は提案者にて手配する。

(7) 提案者は、設備設置に伴う設計、設置、運転管理、維持管理等について総合的な提案を行う。

(8) 提案者は、施設設置後モニタリングを実施し、適宜市に報告する。モニタリング期間や内容の詳細については協議の上で決定する。

(9) 実証終了後、当該実証の結果(実施期間における発電規模や既存ビルの有する課題、取組の有効性についての考察等)について市に報告する。

(10) 実証期間は最長で令和 8 年度末までとする。

#### **5 本提案募集に係る施設**

本提案募集では、①市民や既存ビル所有者へのPRにつながること、②本件が関内エリアを対象としていること、③各建築物の屋上の面積が小さい等の既成市街地が抱える課題と同様の条件を有すること、以上の観点より、モデルケースとして中区庁舎を対象として太陽光発電設備等を設置する。中区庁舎に設置するまでの課題と対策案、設備等の配置や固定方法等について具体的に提案すること。

なお、対象とする建築物については、①本館と別館、②本館のみ、③別館のみ、何れのパターンでも良いものとする。

また、本館及び別館の屋上の平面図については、必要に応じて本提案募集ホームページからダウンロードして確認すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotyousei/shigaichidatsutanso.html>

#### **6 選定方法及び事業開始までの流れ**

##### **(1) 選定方法**

「4 本提案募集の基本条件」を満たしていることを確認できた提案については、「8 評価委員会及び評価に関する事項」に基づき、提案書の内容を総合的に評価し選定する。

## (2) 協定の締結

選定された提案者については、提案内容について本市と協議したうえで、協定を締結する。協定期間は最長で令和 8 年度末までとする。

## (3) 実証の開始

前号の協定の締結をもって実証の開始とする。協定に記載のない事項については、その都度、本市と協議の上、決定する。なお、費用負担を要する取組については、前号の協定に加えて、年度ごとに役割分担及び費用負担について協議し、それぞれの責任を記した覚書を取り交わした上で実施する。

## 7 スケジュール

公募開始から実証の実施までのスケジュールは、次のとおりとする。

(表) 公募から取組の実施までのスケジュール(予定)

日程	内容
令和 7 年 10月17日 (金)	記者発表、公募開始
令和 7 年 10月24日 (金)	質問書提出期限
令和 7 年 10月29日 (水)	質問書に対する回答
令和 7 年 11月7日 (金)	提案書提出期限
令和 7 年 11月頃	審査・選定、協定等の締結
令和 7 年 12月頃	実証実験の開始
令和 9 年 3月	報告書の作成

## 8 評価委員会及び評価に関する事項

### (1) 評価委員会

提案書の評価及び選定に関する審議は、次に示す委員会で実施する。

表) 評価委員会の構成

名称	既成市街地における再生可能エネルギー導入と建築物省エネ化の推進についての実証実験に関する提案募集評価委員会
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案書の評価</li><li>・評価の視点、評価項目の確認</li><li>・評価の集計</li><li>・ヒアリング</li></ul>
委員長	都市整備局 企画課長
委員構成	中区役所 総務課長 中区役所 区政推進課長 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 循環型社会推進課長 市民局 地域施設課長 建築局 保全推進課 課長 都市整備局 臨海部活性化推進課担当課長

## (2) 主な評価項目

提案は、事業評価基準(別紙イ)を踏まえて総合的に評価を行い、選定基準を上回った提案の中から横浜市の予算の範囲内で選定する。なお、必要に応じてヒアリングを実施する。

## 9 提案にあたっての留意点

提案にあたっては、以下の内容について了承したものとみなすため、提案者の責任のもと、必ず確認すること。

- (1) 選定した場合であっても、協議の結果によっては取組の実施ができない場合がある。
- (2) 実証期間は最長で令和 8 年度末までとし、原則、本市は実証実施に伴う必要な調整等の相談に 対応する予定だが、詳細な役割分担については選定後の協議で決定する。
- (3) 横浜市は提案、協議及び協定締結にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通 費・調整費・資料作成費などの一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償をしない。
- (4) 本実証の実施に必要な費用の一部について本市が負担する。負担金を要する取組については、 本市の各年度予算の範囲内にて実施する。提案の選定により、提案内容に記載された金額を確約 するものではなく、また、負担金額については、選定後、本市と協議の上で決定する。
- (5) 本実証において計画等の変更が生じる場合は、事前に本市と協議の上で決定する。
- (6) 本実証について、横浜市のPR・広報等の機会に、実施内容や成果物を利用又は公表すること がある。また、選定業者がPR・広報等に使用する場合は、本市に事前に協議すること。
- (7) 提案（内容および提案書等の資料など）の実現に向けた調整を行うにあたり、必要な範囲で、 本市の各関連部署及び調整に必要な諸機関に情報の公開・提供を行うことがある。情報の公開・ 提供を望まない内容等がある場合は、事前にその旨を明示すること。
- (8) 設備の施工に際しては関係法令を遵守すること。
- (9) 太陽光発電設備設置を検討する際には、下記URLに記載してある「PPA事業等で太陽光パネルを屋 上設置する場合の注意事項」を参考とすること。  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kokyokenchiku/cho-jumyo/cho-jumyo.html>
- (10) 太陽光発電設備設置の提案にあたっては、設置を検討する施設情報に不明な点があつても、必 要に応じて配慮すべき事項等を明示しつつ、想定できる範囲で提案すること。建築物に関して本募 集要項に対する情報以外は、質問があつても本市から追加で提供しないため留意すること。
- (11) その他、特段記述のない事項については、本市との協議のうえ、両者の合意をもって決定する。

## 10 提案書の内容

提案書の作成にあたっては提案書(様式3)に、「4 本提案募集の基本条件」及び「事業評価基準(別 紙イ)」を踏まえ次の内容を記載すること。記入枠の大きさは必要に応じて変更しても良いが提案書 は3ページ以内に収めること、また、ページ番号を記載すること。

- (1) 実証概要（建物の省エネ化に対する提案も含んだ提案としてください。）
- (2) 関内エリア全体に取組を普及させていく方策、考え方
- (3) 中区庁舎における設置設備仕様(太陽光発電設備設置容量、設置位置、設置工法等)
- (4) 中区庁舎における想定発電量
- (5) 実施体制図
- (6) 想定実証事業費
- (7) 実施スケジュール(管理計画含む)

## 11 質問書の提出

本募集要項及び様式等の内容について疑義がある場合は、次のとおり質問書（様式2）を提出すること。質問内容及び回答については、横浜市都市整備局ホームページ上にて公表する。質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とする。

(1) 提出期限

令和7年10月24日(金)正午まで(必着)

(2) 提出方法

郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）又は電子メール

《注意事項》発送・送信後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。

(3) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎29階）

横浜市都市整備局 企画課 担当：奥住、伊藤

TEL：045-671-2024

E-mail : tb-kikaku@city.yokohama.lg.jp

(4) 回答日及び方法

令和7年10月29日(水)までに、横浜市の下記ホームページにて回答する。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotyousei/shigaichidatsutanso.html>

## 12 提案書の提出

誓約書（様式1）及び提案書（様式3）を、事前に電話連絡のうえ、次の提出先まで直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）すること。

(1) 提出期限

令和7年11月7日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出部数

紙媒体：2部、電子データ：一式（PDF形式、CD・DVDに記録したもの）

※提出された書類一式は返却しない。

(3) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎29階）

横浜市都市整備局 企画課 担当：奥住、伊藤

TEL：045-671-2024

## 13 選定・非選定の通知

提案書を提出した者のうち、選定された者及び選定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

(1) 通知日

令和7年11月中旬～下旬頃に行う。

(2) その他

選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 14 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎29階）

横浜市都市整備局 企画課 担当：奥住、伊藤

TEL：045-671-2024

E-mail : tb-kikaku@city.yokohama.lg.jp

## 【別紙ア】本提案募集に係る施設

別紙ア

### (1) 中区庁舎

設置場所	
中区庁舎	
現場写真	
中区庁舎別館屋上	
中区庁舎本館屋上	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>設置者は、その責めに帰する理由により、建物の全部又は一部を滅失若しくはき損したときは、当該滅失又はき損部分を原状回復する必要があります。</li><li>本館の屋上には、砂利が敷き詰められているため施工を計画する際には考慮して提案すること。</li></ul>

## 別紙イ 事業評価基準

基本的な視点	評価の項目	評価の視点	加重倍率	配点
実証内容の評価	再生可能エネルギー設備導入の提案	設置方法に具体性があるか、実施するためのプロセスが整理されているか。（規模や立地に応じた設備導入の検討をしているか等）	5	25
	建物の省エネ化の提案	提案に具体性があるか、実施するためのプロセスが整理されているか。（古い建物に対する省エネ化の提案等）	3	15
	エリア展開の可能性	エリア展開に向けた取組内容に具体性があり、実現に向けたプロセスが整理された提案となっているか。	5	25
	設備の設置方法	設備の設置方法について安全性、危険性排除対策の確保ができているか。	3	15
	提案の実現性	実証期間内に実施可能な内容及び計画となっているか。	3	15
運営能力の評価	実証遂行能力の確保	設備導入、維持管理が実現可能な能力が確保できているか。 実証を実施するために適正な体制・能力が確保されているか。	2	10
	実施計画	設備導入のスケジュールや、設備の維持管理計画及び故障・事故時の対応を想定できているか。	2	10
合計				115

注1：各評価項目について、以下の5段階評価を行う。

5点：優れている

4点：やや優れている

3点：普通

2点：やや劣る

1点：劣る

注2：評価点は、各項目の5段階評価点に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。

注3：評価点の総点数が60点に満たなかった場合は失格とする。